

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照表

○ 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
附 則 8 免許法附則第十八項に規定する文部科学省令で定める職員は、次に掲げる者とする。 一・二 （略） 三 次に掲げる施設の保育士（国家戦略特別区域法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士） イ （略） ロ 児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものであつて就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十項の規定による公示がされたもの ハ （略）	附 則 8 免許法附則第十八項に規定する文部科学省令で定める職員は、次に掲げる者とする。 一・二 （略） 三 次に掲げる施設の保育士（国家戦略特別区域法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士） イ （略） ロ 児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものであつて就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたもの ハ （略）